

平成31年からの契約制度等の見直しについて

毎年、国等の制度改正や社会情勢の変化等により、必要に応じて当市も契約制度の見直しを行っております。そこで今回も平成31年から入札契約制度等を見直しますのでよろしくお願ひします。

① 指名競争入札参加者選定要綱の改正について（適用開始 平成31年4月より）

改正内容：等級の対象点をそれぞれ30点引き上げ、Fランクの廃止を行う。

等級	A	B	C	D	E
数値	<u>930点以上</u>	<u>830点以上</u> <u>930点未満</u>	<u>730点以上</u> <u>830点未満</u>	<u>630点以上</u> <u>730点未満</u>	<u>630点未満</u>
土木一般	500万円以上	300万円以上 1億5,000万円未満	200万円以上 8,000万円未満	100万円以上 3,000万円未満	1,000万円未満
建築一般	1,000万円以上	500万円以上 3億円未満	300万円以上 1億円未満	100万円以上 3,000万円未満	1,000万円未満
管・水道施設 電気工事・その他	500万円以上	300万円以上 1億円未満	200万円以上 5,000万円未満	100万円以上 3,000万円未満	1,000万円未満

② 低入札価格調査制度等の改正について（適用開始 平成31年4月より）

改正内容：低入札調査制度及び最低制限価格制度の対象となる予定価格の見直し及び、工種別に算定式を区分けし、算入率の見直しを行う。

低入札価格調査制度

対象工事：一般競争入札又は指名競争入札で予定価格が3,000万円以上の工事及び総合評価落札方式対象工事

土木系工事：土木一式、とび・土工・コンクリート（解体工事を除く）、ほ装、塗装、造園及び土木経費で積算する電気工事等

調査基準価格：

直接工事費×0.97 共通仮設費×0.9 現場管理費×0.9 一般管理費×0.55	} 合計額(千円未満切り上げ) ×1.08
--	--------------------------

失格判断基準：

直接工事費×0.97 共通仮設費×0.9 現場管理費×0.9 一般管理費×0.2	} 合計額(千円未満切り上げ) ×1.08
---	--------------------------

※ただし、入札比較価格の7/10～9/10の範囲内で設定

上記以外の工事

調査基準価格 :

直接工事費×0.9×0.97	}	合計額(千円未満切り上げ) ×1.08
共通仮設費×0.9		
(直接工事費×0.1+現場管理費)×0.9		
一般管理費×0.55		

失格判断基準 :

直接工事費×0.9×0.97	}	合計額(千円未満切り上げ) ×1.08
共通仮設費×0.9		
(直接工事費×0.1+現場管理費)×0.9×0.8		
一般管理費×0.2		

※ただし、入札比較価格の7/10~9/10の範囲内で設定

最低制限価格制度

対象工事 : 予定価格が**3,000万円**未満の指名競争入札(総合評価落札方式を除く)の工事

最低制限価格: 最低制限価格は入札書比較価格に10分の7を乗じて得た額(千円未満切り上げ)に100分の108を乗じて得た額とする。但し、電気工事・機械器具設置工事・電気通信工事に関する最低制限価格は入札書比較価格に10分の6を乗じて得た額(千円未満切り上げ)に100分の108を乗じて得た額とする。

③ 主観点数の改正について(適用開始 平成31年1月より)

対象工種の追加: とび・土工・コンクリート工事

平成31年度対象工種 土木一式工事、建築一式工事、とび・土工・コンクリート工事、電気工事、管工事、ほ装工事、造園工事、水道施設工事

主観点数評価基準の改正: 平均工事成績

71点以上の場合: 1点につき2点加点を5点加点に変更

65点未満の場合: 1点につき2点減点を5点減点に変更